

ほっかいどうきょういくだいがくふぞくとくべつしえんがっこうしんどうそうかい
 北海道教育大学附属特別支援学校新同窓会「きりのめ会」会則

だい じょう
 第1条 この会は「北海道教育大学附属特別支援学校新同窓会」、通称
 「きりのめ会」と称し、事務局を同校に置く。

だい じょう
 第2条 この会は会員の交流を図り、相互理解を通して互いに励まし合い、合
 わせて協力と理解を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

だい じょう
 第3条 この会は本校高等部卒業生及びその保護者、在職教員並びに
 旧職員を会員とする。

だい じょう
 第4条 この会の運営のために役員を以下のとおりに置き、総会にて選出する。
 その任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

やくしよく 役職	たんとう 担当	にんずう 人数	ぎょうむないよう 業務内容
かいちょう 会長	そつぎょうせい 卒業生	めい 1名	ぎょうじ 行事でのあいさつ・かいぎ 会議への出席など
ふくかいちょう 副会長	そつぎょうせい 卒業生	めい 1名	かいちょうほさ 会長補佐・だいり 代理
だいひょうこもん 代表顧問	ほごしゃ 保護者	めい 1名	かいぎしゅつせき 会議出席・どうそうかいぎょうじ 同窓会行事企画運営・そつぎょうせい 卒業生 ほごしゃ 保護者との連絡調整・かいけい 会計監査
ふくこもん 副顧問	ほごしゃ 保護者 きゅうきょうしよくいん 旧教職員	かくめい 各1名	だいひょうこもんほさ 代表顧問補佐・だいり 代理・どうそうかいぎょうじ 同窓会行事企画運営 てつだ 手伝い
じむきよく 事務局 かいけい 会計	がっこう 学校		
じむきよくちょう 事務局長	しんろしどうしゅじ 進路指導主事		かいぎ 会議のとりまとめ・どうそうかいぎ 同窓会行事企画・うんえい 運営・ どうそうかいちょう 同窓会長や顧問とのやりとり
じむきよくいん 事務局員	センター員		かいぎぎじろくさくせい 会議議事録作成・あんない 案内状作成・どうそうかいぎょうじ 同窓会行事 うんえい 運営・しゅつつけつしゅうやく 出欠集約

だい じょう かい つぎ かいぎ もう
第5条 この会に次の会議を設ける。

かいぎめい 会議名	ぎだい 議題
そう かい 総 会	やくいん せんしゅつ かいそく かいむほうこく よさん けっさん ほかに 役員の出、会則、会務報告、予算、決算、その他
りんじそうかい 臨時総会	かいちょう とくべつ じじょう みと やくいんかい しょうにん え 会長が特別な事情があると認めるとき、役員会の承認を得 て開く。
やく いん かい 役員会	きょうぎおよ すいしん きかく りつあん ほかに 協議及び推進、企画、立案、その他

だい じょう かい じぎょう つぎ おこな
第6条 この会の事業として、次のことを行う。

- (1) 毎年1回総会を開く。特別な事情があるときは、臨時総会を開く。
- (2) 会員についての広報活動を行う。(本校HPを利用し、会員の活動の様子を伝える)。
- (3) 会員名簿の整理をする。
- (4) 毎年3回(6月体育祭終了後、11月文化祭終了後、1月新年の集い)の同窓会を行う。案内は、卒業後2年間とし、それ以降は継続の意思が確認された場合のみ案内を継続する。
- (5) その他必要な事業を行う。

だい じょう かい かいけい かいひ きふきん ほかに しゅうにゆう
第7条 この会の会計は会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。また、会計は次のとおりとする。

- (1) 会費とは、入会金と参加費、更新料をさす。
- (2) 入会金は、高等部卒業時に500円納入する。
- (3) 参加費は、各同窓会において会場にて納入する。(金額は、案内文書にて知らせる)
- (4) 更新料は、卒業後2年以降も文書による案内の継続を希望した者から徴収し、2年分で500円とする。

- (5) 残金は、次年度への繰越金として処理する。
- (6) 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。
- (7) 会費は事務局（学校）が管理するが、年度末に代表顧問が会計監査をおこなう。
- (8) 会費は一世帯単位の金額とする。
- (9) 会費の支出については、役員を中心に検討し、支出することとする（はがき代、各会運営費、飲食代など）。

第8条 この会の会則の改正は、総会の決議による。

第9条 この会の会則は、令和元年6月22日より施行する。